

Title	鐵砲洲武家屋敷立退令
Sub Title	
Author	河北, 展生(Kawakita, Nobuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1954
Jtitle	史学 Vol.27, No.2/3 (1954. 5) ,p.146(244)- 146(244)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾史研究特輯 餘白録
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19540500-0146

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戴して其恩徳を仰がざるものある可らず。此一事は滿天下、何人も疑を容れざる所なり。而して今日の男女が今日の社會に處する道を如何す可きやと云ふに、古來道德の教一にして足らずと雖も、徳教は人文の進歩と共に變化するの約束にして、日新文明の社會には自から其社會に適するの教なきを得ず。即ち修身處世の法を新にするの必要ある所以なり」とあり、そこには「帝室」の上に「萬世一系の」といふ形容詞が附加され、「滿天下」となり、「日進文明」が「日新文明」と推敲されてゐる。これが誰れの示教によるものか明らかでないが、いま福澤宗家寄贈の資料のなかには福澤自筆の「修身要領」全文の揮毫が遺されてゐるが、それは後者によつてゐる。この時福澤は大患後まだ十分に恢復の域に達してゐなかつたので、側近の者に全文を下を書きさせ、その上に紙を置いて書き、文字の脱漏を防いだもののやうである。蓋しこの福澤自筆の「修身要領」を以てその決定稿と目すべきであらう。その揮毫は、字々端正、洵に見事な出來榮であるが、その末尾に記された「明治三十三年六月病後初筆福澤諭吉」とある文字が私には印象深い。

附記 本稿執筆に當り、富田正文、昆野和七の兩先輩より多大の御指導御鞭撻を得たことを、平素の學恩と共に深く謝意を表したい。

鐵砲洲武家屋敷立退令

松平相摸守

本誌一七頁に記した寫本慶應三年條に左の如き立退令がある。

九月廿六日

細川若狹守

鐵砲洲船松町屋敷御用ニ付可被差上候家作ハ引取可被申爲代
地本所石原阿部主計頭中屋敷家作共被下候爲御手當金三千兩
被下候

鐵砲洲十軒川屋敷御用ニ付可被差上候家作ハ引取可被申爲
代地新ラシ橋元御厩家作共被下候爲御手當金千兩被下候
右の立退令の目的はおそらく鐵砲洲が外人居留地になるため
とおもはれる。慶應義塾の新錢座への移轉理由の一つとなつ
た奥平中屋敷の立退令も、この頃に發せられたのではないか
と思ふ。
(河北展生)